

令和 5 年度第 11 回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和 6 年 2 月 13 日 (火)

2. 招集の場所 長洲町役場 3 階 (中会議室)

3. 開会 令和 6 年 2 月 13 日午前 10 時 00 分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	中嶋 英徳	2 番	石井 裕	3 番	上野 美登
4 番	菊本 耕二	5 番	吉田 一明	6 番	池上 一也
7 番	宮本 静子	8 番	坂本 敦子	9 番	坂井 隆浩
10 番	上田 正三				

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	福本 親康	福田 政司	池上 春男
六栄区域	平木 誠志		
長洲・清里区域	濱崎 伸二	土山 道直	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

0 名

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

木原 大介 城戸 祐樹

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0 名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

10. 提出議案

- ・ 報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について
- ・ 議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 39 号 非農地証明交付申請について
- ・ 議案第 40 号 長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
- ・ 議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）について
- ・ 議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について

その他

(吉田事務局長)

起立・・・礼 おはようございます・・・。着席

それでは、ただ今から令和 5 年度第 11 回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。まず、中嶋会長からご挨拶をお願いします。

(中嶋会長)

皆さん おはようございます。まあ、今日の会議の前にですね、ひと言おつながぎをしたいと思います。今日 欠席の城戸委員が、先月 1 月 30 日だったかな？お亡くなりになりましたので、おつながぎをしておきます。後で事務局の方からちょっとひと言何かあるかなあと考えておりますので、つながぎをしておきたいと思います。

また 先般まで非常に寒かったという事、雨またインフルエンザ・風邪それとコロナも一部あるのかなあという形の中で、熱が出たから風邪なのかインフルエンザなのかコロナなのか非常に分からないということで、私の娘も二人病院と薬局に行ってるんですけど、非常に患者が多いということですね…。周りの友達もコロナになっとつとたい、とかインフルエンザになって寝込んどつとたい。とかあります。今日は皆さんたちこういう形で出席をいただいておりますので、充分体には注意されてるのかなあと思っております。まあこれからですね、ちょっと若干暖かくなってくるということですね、また体調 洋服も変わってくるし、皆さんたちの環境も変わってくると思いますけれども、充分体には注意していただければなあと思います。それでは、始めたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(吉田事務局長)

はい、ありがとうございます。ちょっと補足で先ほど城戸委員の話ですけど、本来であれば亡くなった時に皆さん方にご連絡してるところなんですけど、今回会長の方がご自宅の方に訪問されまして通夜・葬儀されないというところがございましたので、今日の報告とさせていただきます。後でまた、事務局の方からお悔やみとか香典の件についてお話しさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の欠席委員のご報告をいたします。本日は、全員出席でございます。それから、最適化推進委員におきましては、木原委員から欠席の届出の連絡がっております。従いまして、本日の出席委員は 10 名中 10 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することをご報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第 5 条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は中嶋会長にお願いいたします。

(中嶋会長)

はい これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について
- ・議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

- ・議案第 39 号 非農地証明交付申請について
 - ・議案第 40 号 長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について
 - ・議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）について
 - ・議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について
- を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は 4 番 菊本委員 5 番 吉田委員にお願いいたします。

（中嶋会長）

議事に入ります。1 ページです。「報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（吉田事務局長）

はい、それでは、報告第 14 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。

届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。簡単ですが、以上で、報告第 14 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はありませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ、報告第 14 号を終わります。

（中嶋会長）

次に進みます。2 ページです。「議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（吉田事務局長）

はい、それでは、議案第 37 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の 2 ページから 7 ページ、受付番号 23 番・24 番であります。今回これは、譲受人が同じですので一括して説明をさせていただきます。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 1 ページから 4 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、耕作目的の所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積 87,987 m²、農作業歴 11 年の経験があり、今後もすべての農地を利用するということです。機械の所有状況でございますが、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、耕運機 1 台、軽トラック 2 台を所有されています。通作距離につきましては、自宅から車で 10 分程度ということです。地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農

薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するという事です。以上、受付番号 23・24 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を、農業委員の 2 番 石井委員お願いいたします。

(石井委員)

2 番の石井です。この場所はですね、高田区の入り口の所ですね。いまおかクリニックに入る所の三叉路ですね、二つ一緒の所だけですね。この譲渡人は耕作をしていたんですけども、何かの都合で売買になったと思います。もう一枚は耕作はしていなかったと思いますので、売りに出したんじゃないかなあとと思います。でも 耕作するという事だけですが、別に問題ないかと思しますので、審議のほどよろしくお願いします。

(中嶋会長)

はい、続きまして、担当推進委員の平木推進委員にご意見を伺います。

(平木推進委員)

平木です。石井委員が申された通りですね、この場所は農地としても最適であり、周りには若干家がありますけど、ちょっと離れておりますし、なんら問題ないと思われしますので、よろしくお願いします。

(中嶋会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ここは、水はあつとかな？水はなかつたろ。

(平木推進委員)

前は、ここは水田で使われとったけど、今はちょっと麦だけ。

(中嶋会長)

他に質問は、ございませんでしょうか。

(ありません。) の声あり

(中嶋会長)

なければ採決をします。議案第 37 号 受付番号 23 番及び 24 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号 23 番及び 24 番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。8 ページです。議案第 38 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申

請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい。それでは、議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。議案書の 8 ページから 11 ページ、受付番号 19 番です。申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は、腹赤小学校の北側になります。

許可基準等についてご説明いたします。説明資料の 5・6 ページを併せてご覧ください。申請理由につきましては、宅地分譲のための売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち 2 種類以上の埋設道路の沿道の区域で、申請地から概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療施設その他公共施設又は公益的施設がある農地であるため、第 3 種農地と判断しており、原則として許可できることとなっております。資力につきましては、金融機関からの残高証明書の額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和 6 年 4 月 1 日より着工予定、令和 6 年 12 月 31 日完成予定であり適当と判断をしております。計画面積の妥当性につきましては、3 区画の宅地分譲であり、1 区画が非農家住宅基準面積概ね 500 m² 以下であるため適当と判断をしております。転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、造成中は土砂の流出がないように慎重に作業するという事です。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。その他、給水は町上水道。生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は自然浸透ということです。

以上、受付番号 19 番の説明を終わります。

(中嶋会長)

はい。ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の 3 番 上野委員にお願いいたします。

(上野委員)

はい、3 番の上野です。申請地の場所は、議案書の 8 から 11 ページ、説明資料は 5・6 ページです。腹赤小学校の体育館そばにあるんですけども、申請理由としては売買による所有権の移転です。申請地は第 3 種農地でありまして、まあすぐ近くに小学校・保育園・上下水道もきちんと整備されており問題ないと思われまして、3 棟の住宅建設が予定されているようなんですけども、周りも住宅で囲まれており周辺農地への影響はないかと思われまして、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の福本推進委員にご意見を伺います。

(福本推進委員)

はい。推進委員の福本です。ただいま説明がありましたとおり、申請地は、腹赤小学校から北側に 200mほど行った所です。周りは個人住宅に囲まれておりまして、周辺農地への影響はないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(中嶋会長)

はい、ありがとうございます。事務局、農業委員また担当推進委員さんより説明がありました。この件につきまして、質問等はございませんでしょうか。ありませんでしようか。

(中嶋会長)

ここもですね、私の家の近くなんですよ。もう 機械も持たれませんで畑でも鋤くということがないんで、2~3 年前は、鋤いて下さいて、家に来られました。何べんか鋤いてあげたんですけど、ここは道が広くなくてなかなかトラクターで入るのも難しいという感じで、やっぱり一般の家庭が土地を持つとつても鋤くことができないということで大分こう売却というか、出来れば売りたいとこういうのが増えてくるのかなあと思っております。まあこういふ形で、周りが家ならですね、ほとんど家の方がいいのかなあと思ひますけれども、土地が草の植わらんごつすうでちゃ一般の家の方は苦勞されてるのかなあと思ひます。以上です。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 38 号 受付番号 19 番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 38 号 受付番号 19 番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

(中嶋会長)

次に進みます。13 ページです。「議案第 39 号 非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 39 号 非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。議案書の 13 から 15 ページ、受付番号 10 番になります。申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。説明資料の 7 ページに現況の写真を載せておりますので、参考までにご覧ください。

申請理由につきましては、現地は既に山林化しており、農地への回復が見込めないため地目変更を行うものです。今回、土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するためご審議いただくものでございます。以上、議案第 39 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただいま、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませうか。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。なければ賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい、全員賛成ですので、議案第 39 号は原案のとおり決定し非農地通知書を交付いたします。

(中嶋会長)

はい、次に進みます。16 ページです。「議案第 40 号 長洲町農業振興地域促進協議会委員の推薦について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは、議案第 40 号 長洲町農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について、任期満了に伴う委員の推薦依頼がありましたので、農業委員会から 4 名推薦する必要があります。任期につきましては、委任から 2 年間となります。

この長洲町農業振興地域整備促進協議会は、町長の諮問に応じて、農業振興地域整備計画の策定及び変更、整備計画に基づく事業の実施に関する事など農業振興地域の整備に関する事について調査及び審議を行う機関でございます。まあ 簡単に言うと青地とかの設定とかそういったものについてを審議する機関でございます。なお、前任の委員さんにつきましては、17 ページの依頼文の通りでございます。事務局案といたしましてはこれまでの委員さんに引き続き受任を頂けたらということで考えております。以上で議案第 40 号の説明を終わります。

(中嶋会長)

ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か意見、質問、推薦者の候補等はありませんでしょうか。

(中嶋会長)

なければ、前任者 4 名でよろしいでしょうか。

はい。の声あり。

(中嶋会長)

なければ採決をいたします。議案第 40 号について、事務局案のとおり推薦することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

はい。全員賛成ですので、議案第 40 号は事務局案のとおり推薦いたします。

(中嶋会長)

次に進みます、18 ページです。「議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(吉田事務局長)

はい、それでは議案第 41 号 農用地利用集積計画（案）が定められたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、19 ページが総括表となり 2024 年の期間ごとの総括になります。20 ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、21 ページ 賃借権 15 件 20 筆 40,815 m²、22 ページ 使用貸借権 1 件 1 筆 439 m²となっております。以上、議案第 41 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

はい。ありがとうございます。ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何か質問等はございませんでしょうか。

（中嶋会長）

なければ採決をいたします。議案第 41 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

（中嶋会長）

はい。ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり決定いたします。

（中嶋会長）

次に進みます、23 ページです。「議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

（吉田事務局長）

はい、それでは、議案第 42 号 農用地利用集積等促進計画（案）が定められ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、意見を求められたので、意見書を送付するものでございます。

今回は、第二腹赤圃場整備地区内にある農地の耕作者変更に伴う、賃借権及び使用貸借権設定で、公益財団法人 熊本県農業公社と耕作者が契約する内容でいわゆる中間管理事業によって契約する内容でございます。この第二腹赤圃場整備地区につきましては、本登記準備中でありまして、従前地と一時利用地を併記して記載してあります。本登記がなされた場合は、登記情報に基づいて変更することになります。皆さんご存知の通り今第二腹赤圃場整備 工事が終わりました、完了の方を迎えております。それに伴いまして、こういった権利設定等を行う必要がございますので、今回の議案、提案となっております。

それでは内容の説明をいたします、24 ページ 賃借権 2 件 一時利用地面積 16,839 m²、25 ページ 使用貸借権 1 件 一時利用地面積 439 m²、となっております。

以上、議案第 42 号の説明を終わります。

（中嶋会長）

ただ今、事務局より説明がありました。この件につきまして何かご質問等はございません

でしょうか。

(平木推進委員)

ここは、小作料はいくらになつとつとでしょうか。

(中嶋会長)

17,000 円です。第 1 工区は、19,000 円です。

(中嶋会長)

他になければ採決をします。議案第 42 号について、原案のとおり異議ないことに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

(中嶋会長)

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第 42 号は異議ないものとして、意見書を送付いたします。

(中嶋会長)

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(中嶋会長)

ないようですので、事務局より連絡事項等をお願いいたします。

- 1 最適化推進委員の欠員募集について
- 2 農地利用最適化推進ブロック別研修会について
- 3 能登半島地震義援金について
- 4 行政区・小字がわかる地図をお配りにについて
- 5 次回の定例総会について

(中嶋会長)

それでは これをもちまして、令和 5 年度第 11 回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

(吉田事務局長)

起立・・・礼

閉会（終了 午前 10 時 40 分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印